

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

規 則	告 示	頁
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則		(財 政 課) 一
○医療法施行細則の一部を改正する規則		(医療政策課) 二
○救急医療機関の認定		(医療政策課) 一〇
○令和六年度牛伝染性リンパ腫の検査の実施	(家畜防疫対策室)	一〇
○令和六年度ブルセラ症及び結核の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度アカバネ病の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度豚熱及びアフリカ豚熱の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度オースキー病の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	一一
○令和六年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ症の検査の実施	(同)	一一
○令和六年度腐蝕病の検査の実施	(同)	一一
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	(同)	一三
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一三
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森林整備課)	一四
○保安林の指定の解除の予定	(同)	一四
○保安林の指定の予定(二件)	(同)	一四

ページ

## 規 則

○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正	(会 計 課)	一五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一五
人事委員会		
○第百十一回警察官A採用試験の実施		一五
○第百十二回警察官A採用試験の実施		一五
○第百十三回警察官B採用試験の実施		一五
監査委員		
○定期監査の結果の公表		一五
手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩		
○宮城県規則第七号 手数料条例施行規則の一部を改正する規則 手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。 附則第五項を次のように改める。 (技能検定試験を受けようとする若年者に係る手数料の減免) 5 知事は、表二百三十の項の上欄に掲げる者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が、受けようとする試験が実施される日の属する年度の四月一日において二十三歳未満である場合には、三級の実技試験に係る手数料に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減免するものとする。 一 受検を申請する日において雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者(以下この項において「被保険者」という。)(表二百三十の項の下欄一口に規定する在校生(以下この項において「在校生」という。))を除く。 九千円 二 在校生(被保険者を除く。 四千五百円 三 被保険者であつて、かつ、在校生である者 九千円(機械検査又は婦人子供服製造の職種の試験を受けようとする場合にあつては七千二百円、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の職種の試験を受けようとする場合にあつては六千円) 四 前三号に掲げる者以外の者 四千五百円		

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十六年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三十号の十四を第三十号の二十六とし、第三十号の十三を第三十号の二十五とし、第三十号の十二の次に次の十二号を加える。

三十の十三 法第百十三条第一項の規定による特定地域医療提供機関の指定の申請 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書（様式第三十号の十三）

三十の十四 法第百十六条第一項の規定による特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更承認の申請 特定地域医療提供機関（B水準）の指定に係る業務の変更承認申請書（様式第三十号の十四）

三十の十五 法第百十八条第一項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の申請 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書（様式第三十号の十五）

三十の十六 法第百十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第百十六条第一項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更承認の申請 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定に係る業務の変更承認申請書（様式第三十号の十六）

三十の十七 法第百十九条第一項の規定による技能向上集中研修機関の指定の申請 技能向上集中研修機関（C-1水準）指定申請書（様式第三十号の十七）

三十の十八 法第百十九条第二項の規定において読み替えて準用する法第百十六条第一項の規定による技能向上集中研修機関の指定に係る業務の変更承認の申請 技能向上集中研修機関（C-1水準）の指定に係る業務の変更承認申請書（様式第三十号の十八）

三十の十九 法第百二十条第一項の規定による特定高度技能研修機関の指定の申請 特定高度技能研修機関（C-2水準）指定申請書（様式第三十号の十九）

三十の二十 法第百二十条第二項の規定において読み替えて準用する法第百十六条第一項の規定による特定高度技能研修機関の指定に係る業務の変更承認の申請 特定高度技能研修機関（C-2水準）の指定に係る業務の変更承認申請書（様式第三十号の二十）

三十の二十一 法第百二十二条第二項の規定による労働時間短縮計画の変更の届出 労働時間短縮計画変更届出書（様式第三十号の二十一）

三十の二十二 法第百二十二条第三項の規定による労働時間短縮計画の変更不要の届出 労働時間短縮計画変更不要届出書（様式第三十号の二十二）

三十の二十三 法第百二十三条第四項の規定による災害等のため休憩時間確保を行わないことの許可の申請 災害等のため休憩時間確保を行わないことの許可申請書（様式第三十号の二十三）

三十の二十四 法第百二十三条第四項ただし書の規定による災害等のため休憩時間確保を行わないことの届出 災害等のため休憩時間確保を行わないことの届出書（様式第三十号の二十四）

第三条第一項第一号中「から第六号まで」を「、第五号、第六号」に改め、「第十八号から」の下に「第二十号まで、第二十三号から」を加え、「第三十号の十三まで」を「第三十号の十二まで、第三十号の二十五」に改め、同項第二号中「第三十号の十四」を「第三十号の十三から第三十号の二十四まで、第三十号の二十六」に改める。

第四条第二項中「第三十号の十四」を「第三十号の二十六」に改め、同条第三項中「第三十号の十三」を「第三十号の二十五」に改める。

様式第一号から様式第三十号の二までの様式中「。」を「」に改める。

様式第三十号の三中「。」を「」に、「の監査報告書」を「の監査報告書（特定地域医療連携推進責任者の署名及び捺印）」に改める。

様式第三十号の四から様式第三十号の十二までの様式中「。」を「」に改める。

様式第三十号の十四中「。」を「」に改め、同様式を様式第三十号の二十六とする。

様式第三十号の十三中「。」を「」に改め、同様式を様式第三十号の二十五とする。

様式第三十号の十二の次に次の十二様式を加える。

様式第30号の13

特定地域医療提供機関 (B水準) 指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名  
(法人にあつては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)  
電話 ( )

医療法第113条第1項の規定により、特定地域医療提供機関 (B水準) の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容 (該当する条項に○を記入)

第1号 救急医療	
第2号 居宅等における医療	
第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画 (案)
- 2 医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別紙

医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類  
※申請書の3が「第1号 救急医療」の場合のみ必要

医療機関名	
-------	--

救急医療機関の指定等

三次救急医療機関	
二次救急医療機関	

※該当する方に○を記入。二次救急医療機関の場合は下記を記入。

年間救急車受入件数	件
年間での夜間・休日・時間外入院人数	人
備考	

※前年1～12月実績を基本とする。

様式第30号の14

特定地域医療提供機関（B水準）の指定に係る業務の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

（法人にあっては、名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話（ ）

年 月 日 付け第 号にて特定地域医療提供機関として受けた指定に係る業務について、次のとおり変更することとしたので、医療法第116条第1項の規定により、変更を承認されるよう申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

（注）開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 医療法第113条第1項の指定を受けた業務の内容（該当する条項に○を記入）

第1号 救急医療	
第2号 居宅等における医療	
第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	

4 変更しようとする事項等

変更しようとする事項	変更後の事項	変更しようとする理由

添付資料

1 医師労働時間短縮計画（変更の案）

2 医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類

3 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを誓約する書類

4 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類

5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別紙

医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類

※申請書の3が「第1号 救急医療」の場合のみ必要

医療機関名	
-------	--

救急医療機関の指定等

三次救急医療機関	
二次救急医療機関	

※該当する方に○を記入。二次救急医療機関の場合は下記を記入。

年間救急車受入件数	件
年間での夜間・休日・時間外入院人数	人
備考	

※前年1～12月実績を基本とする。

様式第30号の15

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名

（法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）  
電話 （ ）

医療法第118条第1項の規定により、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

（注）開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- 3 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別紙

医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類

医療機関名	
-------	--

派遣先医療機関

通し番号	医療機関名	所在市町村※	備考

※宮城県以外の市町村の場合、都道府県名から記載

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定に係る業務の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

（法人にあっては、名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話 （ ）

年 月 日付け第 号にて連携型特定地域医療提供機関として受けた指定に係る業務について、次のとおり変更することとしたので、医療法第118条第2項の規定により準用する同法第116条第1項の規定により、変更を承認されるよう申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

（注）開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 変更しようとする事項等

変更しようとする事項	変更後の事項	変更しようとする理由

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画（変更の案）
- 2 医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- 3 医療法第118条第2項により準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第118条第2項により準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

技能向上集中研修機関（C-1水準）指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

（法人にあっては、名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話 （ ）

医療法第119条第1項の規定により、技能向上集中研修機関（C-1水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

（注）開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 医療法第119条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項に○を記入）

第1号	医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務
第2号	医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを誓約する書類
- 4 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第30号の18

技能向上集中研修機関（C-1水準）の指定に係る業務の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名  
(法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)  
電話 ( )

年 月 日 付け第 号にて技能向上集中研修機関として受けた指定に係る業務について、次のとおり変更することとしたので、医療法第119条第2項の規定により準用する同法第116条第1項の規定により、変更を承認されるよう申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 医療法第119条第1項の指定を受けた業務の内容(該当する条項に○を記入)

第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務	
第2号 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務	

4 変更しようとする事項等

変更しようとする事項	変更後の事項	変更しようとする理由

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画(変更の案)
- 2 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第119条第2項により準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第119条第2項により準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第30号の19

特定高度技能研修機関（C-2水準）指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名  
(法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)  
電話 ( )

医療法第120条第1項の規定により、特定高度技能研修機関（C-2水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 医療法第120条第1項の指定にかかる対象分野(該当するものを○で囲む)

内科	小児科	皮膚科	精神科	外科
整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科
脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査
救急科	形成外科	リハビリテーション科	総合診療	

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画(案)
- 2-1 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 2-2 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第30号の20

特定高度技能研修機関（C-2水準）の指定に係る業務の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話 ( )

年 月 日 付け第 号にて特定高度技能研修機関として受けた指定に係る業務について、次のとおり変更することとしたので、医療法第120条第2項の規定により準用する同法第116条第1項の規定により、変更を承認されるよう申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 変更しようとする事項等

変更しようとする事項	変更後の事項	変更しようとする理由

添付資料

- 1 医師労働時間短縮計画 (変更の案)
- 2-1 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 2-2 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 3 医療法第120条第2項により準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第120条第2項により準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第30号の21

労働時間短縮計画変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所

管理者の氏名

電話 ( )

〇〇機関の指定に係る労働時間短縮計画について、次のとおり変更したので、医療法第122条第2項の規定により、届け出ます。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

3 変更内容等

変更箇所	変更理由

添付資料

- ・ 変更後の労働時間短縮計画

様式第30号の22

労働時間短縮計画変更不要届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所  
管理者の氏名

電話 ( )

○〇機関の指定に係る労働時間短縮計画について、見直しのための検討を行った結果、変更する必要がないと認めたので、医療法第122条第3項の規定により届け出ます。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 指定を受けた医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

様式第30号の23

災害等のため休息時間確保を行わないことの許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所  
管理者の氏名

電話 ( )

医療法第123条第4項の規定により、同条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行わないこととするため、次のとおり、事前許可申請します。

1 許可を申請する医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

2 休息及び代償休息の確保を行わない理由

(例) ○○により△△に対応する必要があり、休息時間の確保を行うことが困難であるため。

3 休息及び代償休息の確保を行わない期間

始期	年 月 日	終期	年 月 日
----	-------	----	-------

様式第30号の24

災害等のため休息時間確保を行わないことの届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所  
管理者の氏名

電話

( )

医療法第123条第4項の規定により、同条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行わないこととしたため、次のとおり、事後届出します。

1 届出医療機関

管理者の氏名	
名称	
所在の場所	

2 休息及び代償休息の確保を行わなかった理由

(例) ○○により△△に対応する必要があり、休息時間の確保を行うことが困難であるため。

3 休息及び代償休息の確保を行わなかった期間

始期	年 月 日	終期	年 月 日
----	-------	----	-------

様式第三十一号から様式第四十八号までの様式中「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の医療法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医療法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百一十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山字下川原町八十四番地二十九	令和六年三月一日	令和九年二月二十八日

○宮城県告示第百一十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
血清学的検査及び遺伝子検査

○宮城県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和三年三月五日付け2消安第五千八百号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙一から別紙四までに規定する方法

○宮城県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、丸森町、山元町、利府町、大衡村、加美町、栗原市（旧瀬峰町）、登米市（旧豊里町の区域）、気仙沼市又は東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町の区域）、美里町、栗原市（旧栗駒町及び旧鶯沢町の区域）、石巻市（旧北上町の区域）又は登米市（旧迫町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体（同条第二項ただし書に該当する場合を除く）。

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱及びアフリカ豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オーエスキュー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域  
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家きん(飼養羽数が百羽以上(ただしようは十羽以上)の農場において飼育されているものに限る。)  
のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(令和二年七月一日農林水産大臣公表)に規定する方法

○宮城県告示第百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的  
牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域  
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一、病性鑑定指針(平成

二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知)及び種畜検査執務要領(平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知)に規定する方法

○宮城県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的  
豚熱の発生予防

二 実施する区域  
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

○宮城県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射(以下「注射」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし  
実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

○宮城県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

大川地区

二 処分の年月日

令和六年二月九日

○宮城県告示第百二十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所		種 穂	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地	登録年月日
宮城第二 百九十六 号	有限会社鎌田林業土木 加美郡加美町字北町二 番三十番地三十七		成 苗	幼苗の育	有限会社鎌田林業土木 加美郡加美町字北町 二番三十番地三十七	令和六年二月 二十一日

○宮城県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字袖浜四八の一八

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒鳥沢十二神五八の一、五八の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字通原二〇の一、二二の一、二四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十八号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第五号中、「高等看護学校」を削り、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。第十号中「女川高等学園」の下に、「秋保かがやき支援学校」を加える。

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市愛島台三丁目百一十一番十一の一部（第六工区、第七工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市

### 人 事 委 員 会

○第百十一回警察官A採用試験を別冊一のとおり実施する。

令和六年三月一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第百十二回警察官A採用試験を別冊二のとおり実施する。

令和六年三月一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第百十三回警察官B採用試験を別冊三のとおり実施する。

令和六年三月一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

### 監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和5年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和6年3月1日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏

宮城県監査委員 佐々木 功 悦

宮城県監査委員 成 田 由 加 里

宮城県監査委員 古 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

地方機関

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）

11月21日

東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む）

9月7日

<p>東部県税事務所登米地域事務所 気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）</p> <p>○企画部 地方機関 東京事務所 ○環境生活部 地方機関 食肉衛生検査所</p> <p>○保健福祉部 地方機関 仙南保健福祉事務所 東部保健福祉事務所 東部保健福祉事務所登米地域事務所 気仙沼保健福祉事務所 高等看護学校 子ども総合センター さわらび学園 精神保健福祉センター</p> <p>○経済商工観光部 地方機関 大阪事務所 大河原地方振興事務所 北部地方振興事務所 北部地方振興事務所栗原地域事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 気仙沼地方振興事務所 計量検定所 石巻高等技術専門学校 気仙沼高等技術専門学校</p> <p>○農政部 地方機関</p>	<p>9月7日 11月30日 11月9日 10月24日 12月26日 12月22日 12月22日 12月22日 11月22日 10月23日 9月8日 10月12日 11月29日 12月26日 12月8日 11月16日 11月7日 12月1日 9月21日 11月14日 12月7日</p>	<p>仙台家畜保健衛生所 畜産試験場</p> <p>○水産林政部 地方機関 水産技術総合センター 林業技術総合センター</p> <p>○土木部 地方機関 北部土木事務所栗原地域事務所 東部土木事務所 気仙沼土木事務所 大崎地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所</p> <p>○教育庁 地方機関 北部教育事務所 東部教育事務所 総合教育センター 志津川自然の家 仙台第一高等学校 石巻高等学校 古川高等学校 松島高等学校 村田高等学校 岩出山高等学校 岩ヶ崎高等学校 佐沼高等学校 登米高等学校 南三陸高等学校 中新田高等学校 松山高等学校</p>	<p>12月20日 10月25日 11月14日 10月26日 11月16日 12月22日 11月30日 10月27日 11月20日 12月8日 10月16日 10月23日 10月6日 10月11日 10月12日 10月12日 10月13日 10月17日 11月22日 12月26日 11月7日 11月16日 10月5日 10月27日 11月17日</p>
---	---	--	---

泉松陵高等学校	11月16日	気仙沼警察署	11月1日
石巻西高等学校	10月18日	南三陸警察署	10月5日
柴田高等学校	12月19日	築館警察署	10月11日
富谷高等学校	11月22日	加美警察署	11月22日
蔵王高等学校	12月21日	2 監査結果	
迫梁高等学校	10月11日	令和4年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。	
角田高等学校	10月12日	その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。	
古川黎明高等学校	10月25日	なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
白石高等学校	10月11日	(1) 仙台南県税事務所	
東松島高等学校	10月3日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。	
黒川高等学校	12月7日	(内容)	
伊具高等学校	10月17日	・令和4年度収入未済額	
亘理高等学校	12月11日	現年度分 96,633,507円	
加美農業高等学校	12月1日	過年度分 206,906,519円	
南郷高等学校	11月17日	合 計 303,540,026円	
本吉響高等学校	12月6日	・令和3年度収入未済額	
石巻北高等学校	10月24日	現年度分 112,808,139円	
水産高等学校	11月27日	過年度分 202,391,475円	
気仙沼向洋高等学校	11月2日	合 計 315,199,614円	
石巻工業高等学校	11月15日	(2) 東部県税事務所	
石巻商業高等学校	10月13日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。	
拓桃支援学校	9月8日	(内容)	
西多賀支援学校	12月26日	・令和4年度収入未済額	
古川支援学校	12月4日	現年度分 78,594,798円	
名取支援学校	12月21日		
支援学校岩沼高等学園	12月7日		
古川黎明中学校	10月25日		
仙台二華中学校	12月20日		
○警察本部			
地方機関			
大和警察署	10月26日		

報 告 書 公 報 城 西

過年度分 135,328,174円  
 合 計 213,922,972円

・令和3年度収入未済額

現年度分 84,801,671円  
 過年度分 147,039,971円

合 計 231,841,642円

(3) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額

現年度分 33,347,623円  
 過年度分 58,597,098円

合 計 91,944,721円

・令和3年度収入未済額

現年度分 22,227,213円  
 過年度分 65,918,716円

合 計 88,145,929円

(4) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額

現年度分 25,660,338円  
 過年度分 82,057,160円

合 計 107,717,498円

・令和3年度収入未済額

現年度分 24,174,232円  
 過年度分 87,657,638円

合 計 111,831,870円

(5) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度収入未済額

現年度分 14,242,866円  
 過年度分 58,296,951円

合 計 72,539,817円

・令和3年度収入未済額

現年度分 15,950,685円  
 過年度分 51,797,040円

合 計 67,747,725円

(6) 気仙沼保健福祉事務所

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

高齢者保健福祉関係事業費ほか1事業の概算払いについて、当該年度中に精算行為を行って

いなかったもの。

・件数 4件

・金額 3,449,795円

(7) 子ども総合センター

現金の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

現金で領収した診療費を、職員が自己の机の引き出しに不適切に保管し、収納事務及び領収

書発行の遅延を招いたもの。

・件数 1件

・金額 580円

(8) 大河原地方振興事務所

需用費、委託料及び備品購入費において、引き続き支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

<p>1 ラミネートフィルムについて、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・金額 2,728円</li> </ul> <p>2 仙南地域移住・定住パンフレット制作業務ほか3件について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 4件</li> <li>・金額 5,188,060円</li> </ul> <p>3 業務用冷蔵庫について、検収日から3か月以上の支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・金額 341,000円</li> </ul> <p>(9) 志津川高等学校 (南三陸高等学校)</p> <p>需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>複写サービス料金について、請求書の内容を確認しないまま、契約内容と異なる金額を支出していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間 令和2年4月から令和5年4月まで</li> <li>・正支出額 2,613,270円</li> <li>・誤支出額 2,126,200円</li> <li>・不足額 487,070円</li> </ul> <p>(10) 角田高等学校</p> <p>需用費の支出において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>複写機の支払いについて、予算の内示を受けていたが、内示がないと誤認し、一部を団体費で支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 2件</li> <li>・金額 8,800円</li> </ul> <p>(11) 加美農業高等学校</p> <p>役務費において、二重払いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p>	<p>子牛登記手数料について、内容に誤りのある請求書を返却せず、正しい請求書を受理し、それぞれを別件と錯誤して二重に支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・正支出額 6,800円</li> <li>・誤支出額 13,600円</li> </ul> <p>(12) 石巻商業高等学校</p> <p>委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものか認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・事業名 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務</li> <li>・予定価格 10,000円 (2tトラック1台あたり)</li> <li>・契約金額 15,000円 (2tトラック1台あたり)</li> </ul> <p>(13) 支援学校岩沼高等学園</p> <p>役務費において、引き続き支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>電話料金において、期限日までに支払を怠り、延滞金が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・金額 4,362円</li> <li>・延滞金 40円</li> </ul>
---	---